

I はじめに①

1 新型インフルエンザ等とは

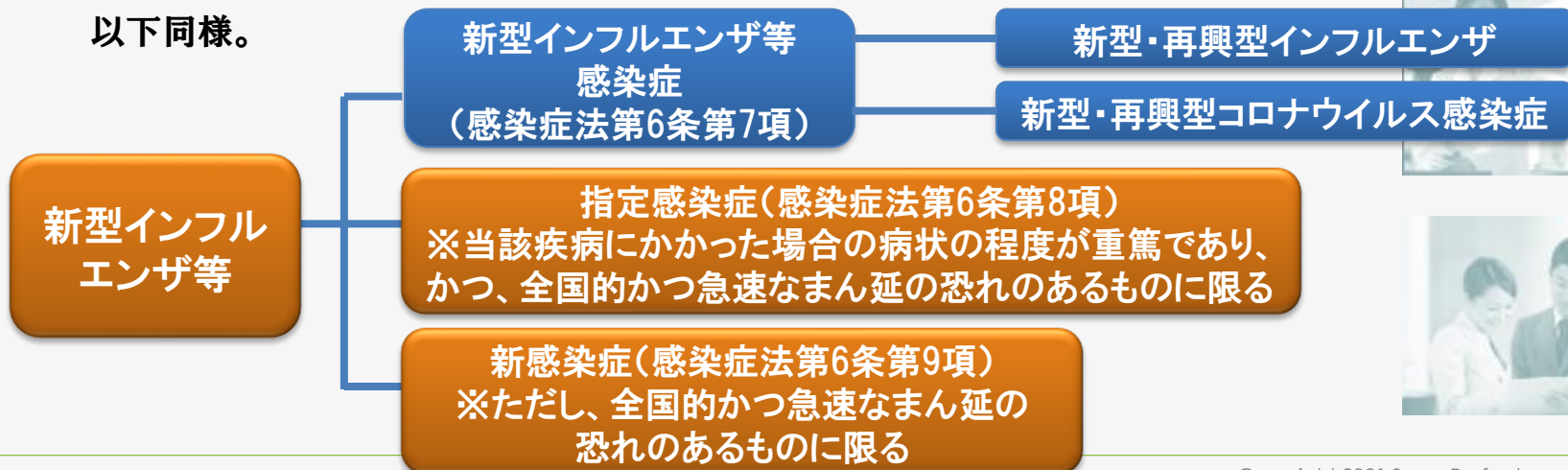
新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

また、未知の感染症である新感染症の中には、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらの感染症が発生した場合は、県全体の危機事象として対応する必要があることから、この行動計画を策定するものである。

この行動計画の対象（以下、「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりとする。

※「感染症法」…「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」のこと。

以下同様。



1 はじめに②

2 計画の目的

この行動計画は、県が行う新型インフルエンザ等対策（感染予防・まん延防止対策、医療対策及び広報）についての基本的な方針及び枠組みを定めるものである。

3 計画の性格

- ① この行動計画は、対策全体の基本的な方針及び枠組みを定めるものであり、個別の対策の詳細については、別途ガイドライン（以下、「県ガイドライン」という。）において定める。
- ② この行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法第31号）（以下、「特措法」という。）並びに平成25年6月に作成された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下、「政府ガイドライン」という。）を踏まえたものである。
- ③ この行動計画は、市町が作成する行動計画及び佐賀県が指定する指定地方公共機関が作成する業務計画の参考となるものである。
- ④ この行動計画は、今後、政府行動計画及びガイドラインが変更された場合、新たな知見が出た場合、その他諸情勢に変化が生じた場合などには、適宜変更を行う。

